

指名停止措置一覧表(令和8年度)

令和8年6月4日

番号	有資格業者名	地区区分	名簿種別					指名停止期間	措置要件	適用条項 【工事・測量等】	適用条項 【物品・委託】	適用条項 【小規模修繕】	措置理由
			工事	測量	物品	委託	小規模						
1	富士総建株式会社 代表取締役 滝田 宇良 千葉県千葉市中央区南町三丁目11番17号	市内	○	-	-	○	-	令和8年4月13日から 令和8年6月12日まで	契約違反	第2条第1項別表 第1第4項	第2条第1項別表 第1第4項	-	同社は、令和7年4月3日に契約締結した本市発注の「千葉市文化センターエ アハンドリングユニット外改修工事」において、正当な理由がなく工期を遅延し たため。
2	株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 智恵子 埼玉県さいたま市中央区新都心11 番地2 さいたま新都心LAタワー30 F	準市内	-	-	-	○	-	令和8年5月8日から 令和8年6月7日まで	公職選挙法違反	-	第2条第1項別表 第2第8項	-	同社の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、 自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、 同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者 の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま 簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたため。
3	株式会社 大林組 代表取締役 佐藤 俊美 東京都港区港南二丁目15番2号	準市内	○	○	-	-	-	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	-	-	同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩ト ンネル新設(東工区)ほか」において、令和8年3月24日付けで同社及び同社社 員2名が、労働安全衛生法違反により、鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命 令を受けたため。
4	千葉エコクリエイション株式会社 代表取締役社長 横須賀 久敏 千葉市花見川区三角町727番地1	市内	-	-	-	○	-	令和8年4月16日から 令和8年6月15日まで	安全管理措置の不適切 により生じた公衆損害 事故	-	第2条第1項別表 第1第5項	-	同社は、本市発注の「千葉市北清掃工場長期責任型運営管理事業(その2)」 において、令和8年3月12日に、動作確認作業中に作業員が負傷する公衆損 害事故を発生させたため。
5	共栄石油株式会社 代表取締役 西野 賀昭 東京都江戸川区東葛西4丁目21番 7号	市外	-	-	○	-	-	令和8年5月8日から 令和8年6月7日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表 第2第4項	-	-	同社は、軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法に違反 する犯罪があったと思料して、令和8年4月17日付けで公正取引委員会から検 事総長に告発されたため。
6	大成建設 株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 東京都新宿区西新宿一丁目25番1 号	準市内	○	○	○	-	-	令和8年5月12日から 令和8年7月11日まで	安全管理措置の不適切 により生じた公衆損害 事故	第2条第1項別表 第1第5項	-	-	同社は、本市発注の「千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事」にお いて、令和8年4月16日、工事現場に設置した仮設ゲートの固定が不十分で あったことにより、突風の影響で当該ゲートが道路上に流出し、走行中の二輪 車に接触して運転者を負傷させる公衆損害事故を発生させたため。
7	スバル興業株式会社 取締役社長 永田 泉治 東京都千代田区有楽町一丁目5番2 号	市外	-	-	-	○	-	令和8年5月15日から 令和8年8月14日まで	独占禁止法違反行為	-	第2条第1項別表 第2第4項、第4 条第3項	-	同社は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札に関し、 独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22 日に公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制 度の適用を受けたため。
8	日本ハイウェイ・サービス株式会社 取締役社長 舟久保 公雄 東京都千代田区麴町五丁目1番地	準市内	○	-	-	○	-	令和8年5月15日から 令和8年8月14日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表 第2第4項、第5 条第3項	第2条第1項別表 第2第4項、第4 条第3項	-	同社は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札に関し、 独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた ため。
9	株式会社ビケンテクノ 代表取締役社長 梶山 龍誠 大阪府吹田市南金田二丁目12番1 号	準市内	-	-	-	○	-	令和8年5月20日から 令和8年6月19日まで	不正又は不誠実な行為	-	第2条第1項別表 第2第7項	-	同社は、令和8年4月21日付けで国土交通省近畿地方整備局長から、マンショ ンの管理の適正化の推進に関する法律第81条の規定に基づく指示処分及び 同法第82条第2号の規定に基づく業務停止処分を受けたため。
10	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 東京都千代田区大手町二丁目3番1 号	準市内	-	-	-	○	-	令和8年6月4日から 令和8年7月3日まで	不正又は不誠実な行為	-	第2条第1項別表 第2第7項	-	同社の使用人が、日本郵便株式会社法違反の容疑で令和8年5月20日に警 視庁に逮捕されたため。